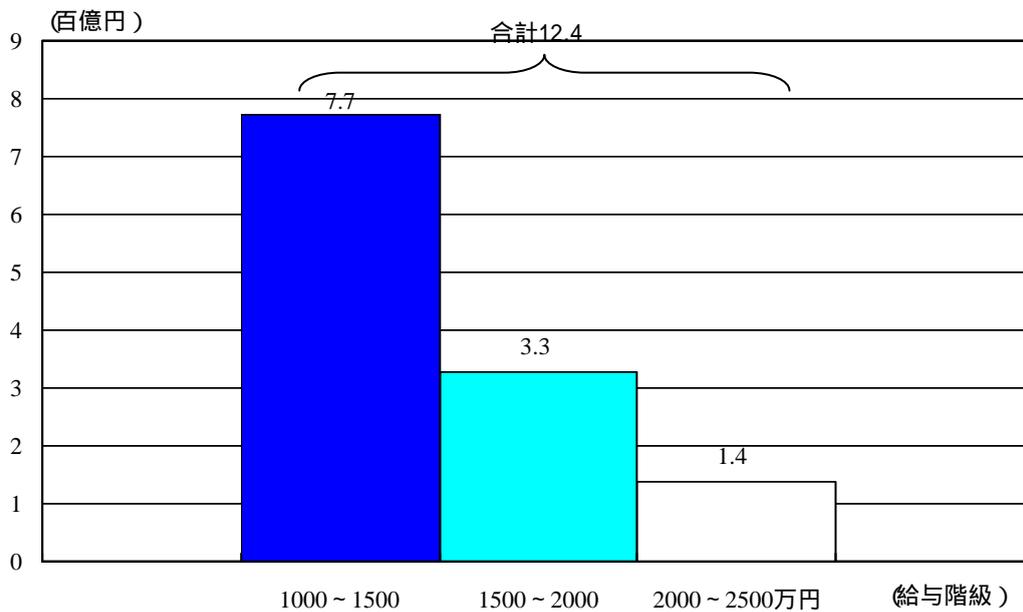


図表 3 - 1 税制改正前後の課税所得

	税制改正前 実績値	税制改正後	
		推計値	実績値
Treatment Group 給与収入(万円)	1284	1293	1302
変化率(%)	-	0.65	1.36
限界税率(%)	55.3	43.5	43.9
Control Group 給与収入(万円)	433	449	448
変化率(%)	-	3.69	3.33
限界税率(%)	28.3	28.0	27.9

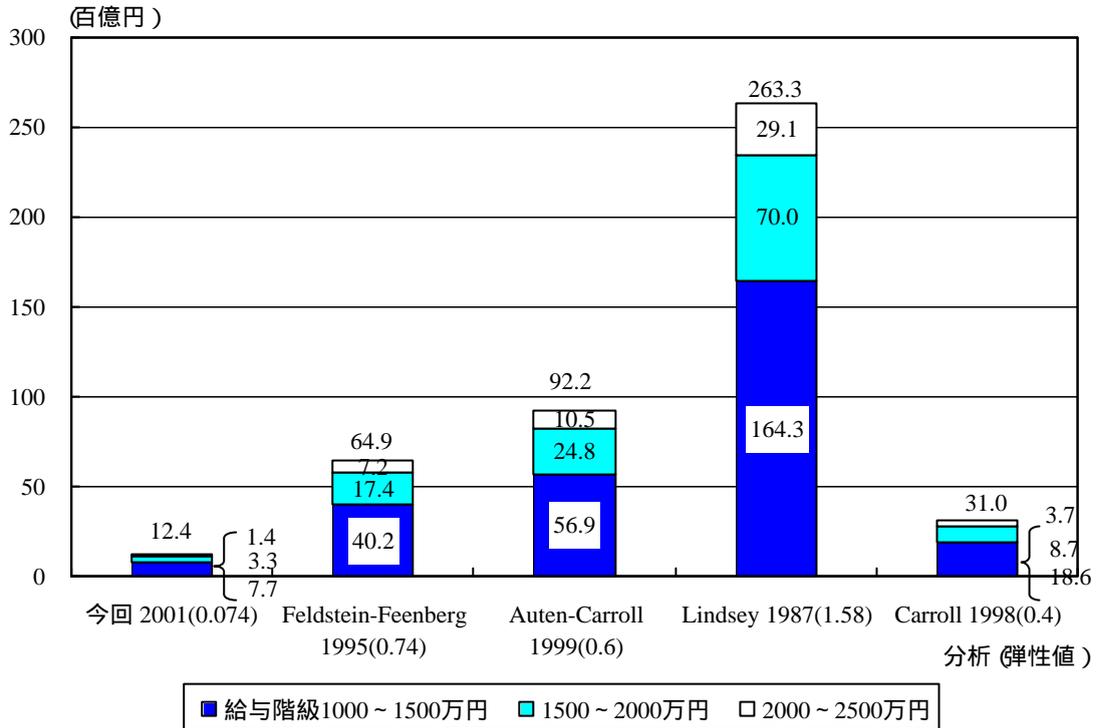
- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」個票、「毎月勤労統計年報」より作成。  
 2. 改正前の実績値については、所得控除を改正後の金額に調整し、再計算したもの。  
 3. 改正後の推計値は、改正前のデータに給与支給金額総額伸び率を乗じて想定給与を算出し、改正後の税制に基づき税制モデルにて給与収入及び課税所得を算出した。

図表 3 - 2 1995 年改正による超過負担の減少額



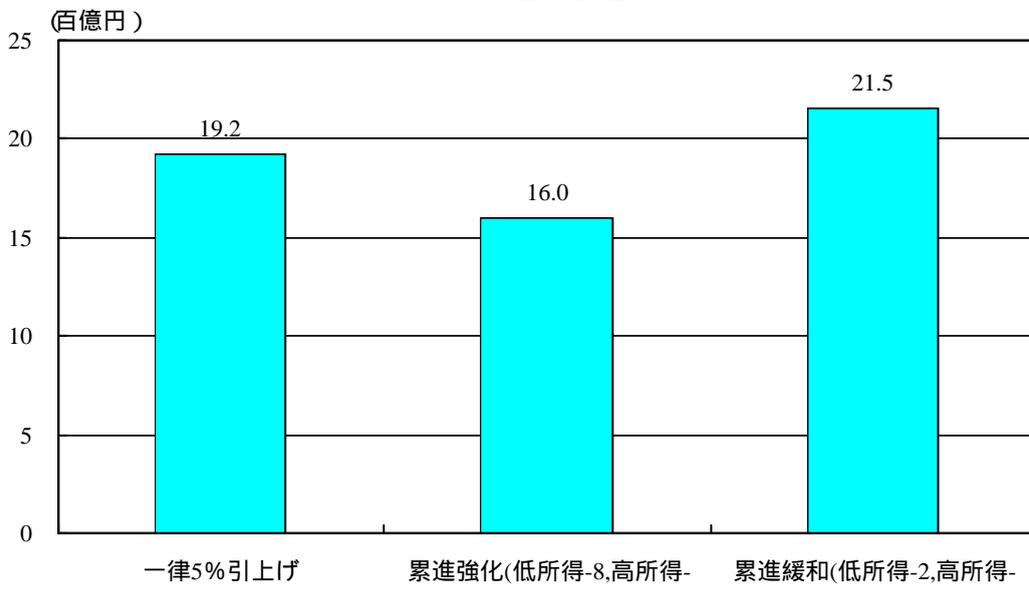
- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」個票、国税庁「税務統計から見た民間給与の実態」1996 年分等より作成。  
 2. 推計方法については、本文付注を参照。

図表3 - 3 アメリカの弾性値を用いた超過負担の減少額



- (備考) 1. 国税庁「税務統計から見た民間給与の実態」1996年分等より作成。  
 2. 推計方法については、本文付注を参照。

図表3 - 4 税率構造と超過負担の関係



- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」個票、国税庁「税務統計から見た民間給与の実態」2000年分より作成。  
 2. 推計方法については、本文付注を参照。  
 3. 低所得は給与収入700万円以下、高所得は給与収入700万円超の給与収入階層を指す。  
 4. 事業所得者他、国家・地方公務員、公団・公庫職員、日雇労働者は除く。

参考資料 1 1995 年の主な税制改正の概要

1. 国税関係		
(1) 税率構造		
税率	改正前	改正後
10%	300 万円以下の金額	330 万円以下の金額
20%	600 "	900 "
30%	1000 "	1800 "
40%	2000 "	3000 "
50%	2000 万円超の金額	3000 万円超の金額
(2) 基礎的な人的控除		
	改正前	改正後
基礎控除	35 万円	38 万円
配偶者控除	35 万円	38 万円
(老人配偶者)	(45 万円)	(48 万円)
配偶者特別控除	最高 35 万円	最高 38 万円
扶養控除	35 万円	38 万円
(老人扶養親族)	(45 万円)	(48 万円)
(特定扶養親族)	(50 万円)	(53 万円)
* 配偶者控除又は扶養控除の対象となる控除対象配偶者又は扶養親族の所得要件を 38 万円(改正前 35 万円)以下に引き上げ。		
(3) 給与所得控除		
控除率	改正前	改正後
40%	給与収入 165 万円まで	給与収入 180 万円まで
30%	" 330 万円	" 360 万円
20%	" 600 万円	" 660 万円
(4) 1995 年分所得税の特別減税の実施		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別減税は、その者の所得税額から特別減税の額を控除。</li> <li>・ 特別減税の額は、1995 年分の所得税の 15%相当額。ただし、15%相当額が 50,000 円を超える場合は 50,000 円。</li> </ul>		
(5) その他		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤労学生控除の適用要件である所得限度額を 65 万円(改正前 62 万円)に引き上げ。</li> <li>・ 白色申告者の専従者控除額を、配偶者である事業専従者について 86 万円(改正前 80 万円)に、配偶者以外の事業専従者については 50 万円(改正前 47 万円)に引き上げ。</li> <li>・ 給与所得者の年末調整の対象となる給与収入の限度額及び確定申告を要しない給与収入の限度額を 2,000 万円(改正前 1,500 万円)に引き上げ。</li> <li>・ 源泉徴収を要しない公的年金等の限度額を年齢 65 歳以上の者について 178 万円(改正前 175 万円)、年齢 65 歳未満の者については 108 万円(改正前 105 万円)に引き上げ。</li> </ul>		
2. 消費税の改正		
(1) 消費税の税率を 4%(改正前 3%)に引き上げ。		
(2) 地方消費税を創設、消費税額の 25%(消費税と地方消費税を合わせた税率は 5%)に設定。		

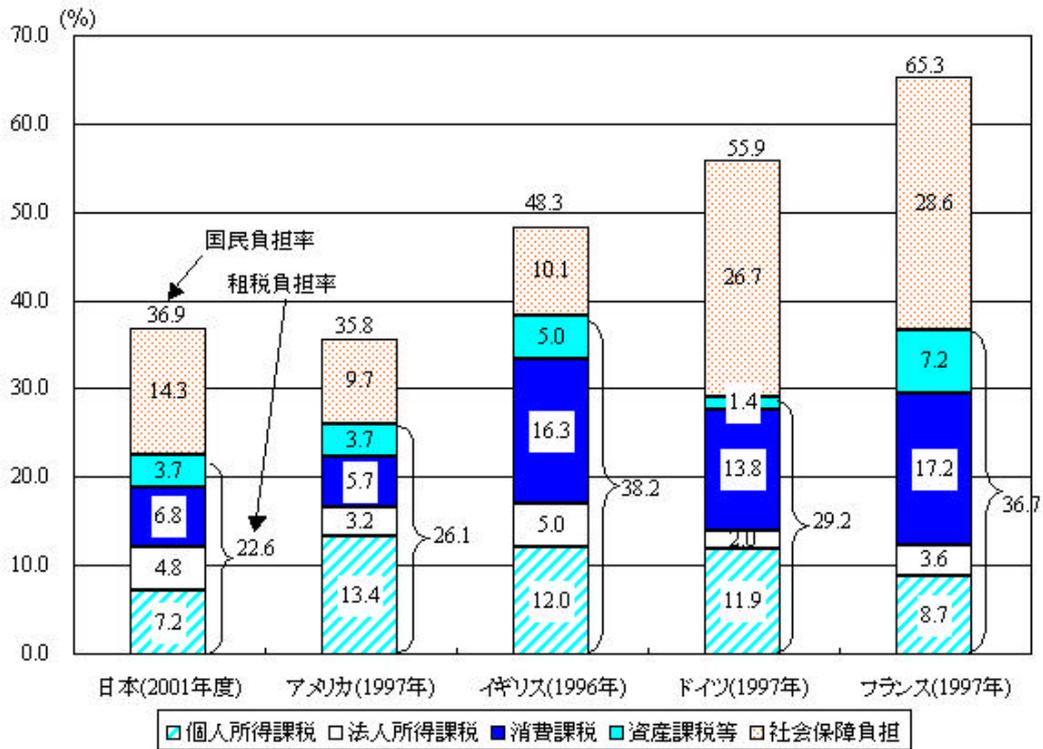
(備考) 1. 国税庁「税法便覧」1995 年度版より作成。

参考資料2 1990年代の住民税の推移

	均等割標準税率	県民税所得割	市民税所得割	減税措置
1989～ 1990年	県民税 700円 市民税(人口区分) 5万円以下 1500円 5万円超 2000円 50万円超 2500円	500万円以下 2% 500万円超 4%	120万円以下 3% 500万円以下 8% 500万円超 11%	なし
1991～ 1993年	同上	550万円以下 2% 550万円超 4%	160万円以下 3% 550万円以下 8% 550万円超 11%	なし
1994年	同上	同上	同上	住民税額の20% 控除限度額 20万円
1995～ 1996年	県民税 1000円 市民税(人口区分) 5万円以下 2000円 5万円超 2500円 50万円超 3000円	700万円以下 2% 700万円超 4%	200万円以下 3% 700万円以下 8% 700万円超 12%	所得税額の15% 控除限度額 2万円
1997年	同上	700万円以下 2% 700万円超 3%	200万円以下 3% 700万円以下 8% 700万円超 10%	なし
1998年	同上	同上	同上	定額減税 (万円) $1.7+0.85 \times$ 扶養親族
1999～ 2000年	同上	同上	同上	所得税額の15% 控除限度額 4万円

(備考) 1. 税務研究会「税法便覧」各年度版より作成。

参考資料3 国民負担率の内訳の国際比較



- (備考) 1. 財務省 HP 資料より作成。  
 2. 日本は 2001 年度予算ベース。  
 3. 租税負担率は国税及び地方税の数値。所得課税には資産性所得を含む。

参考資料4 所得課税最低限の国際比較（給与所得者）

区分	日本		アメリカ		イギリス	ドイツ	フランス
	所得税	住民税	所得税	州所得税			
単位	千円		ドル		ポンド	マルク	フラン
独身者	1,144	1,088 (1,000)	7,450 (887)	7,500 (818)	4,385 (759)	20,198 (1,111)	84,323 (1,349)
夫婦者	2,200	1,950 (1,700)	13,400 (1,461)	13,000 (1,417)	4,385 (759)	37,964 (2,088)	129,518 (2,072)
夫婦子一人	2,833	2,500 (2,214)	19,633 (2,140)	14,000 (1,526)	4,385 (759)	54,542 (3,000)	152,115 (2,434)
夫婦子二人	3,842	3,250 (2,714)	22,533 (2,456)	15,000 (1,635)	4,385 (759)	66,908 (3,680)	174,713 (2,795)
(参考)製造業 平均賃金	4,464		35,460 (4,222)		15,381 (2,662)	67,537 (3,715)	186,863 (2,989)

製造業平均賃金（年間労働時間×時間当たり賃金）に対する比率（%）

区分	日本		アメリカ		イギリス	ドイツ	フランス
	所得税	住民税	所得税	州所得税			
独身者	25.6	24.4	21.0	21.2	28.5	29.9	45.1
夫婦者	49.3	43.7	37.8	36.7	28.5	56.2	69.3
夫婦子一人	63.5	56.0	55.4	39.5	28.5	80.8	81.4
夫婦子二人	86.1	72.8	63.5	42.3	28.5	99.1	93.5

- (備考) 1. 財務省「主要税制参考資料」2001年、厚生労働省資料、ILO「Yearbook of Labour Statistics」他より作成。
2. 2001年1月時点の税法に基づき算出。日本以外の括弧内は円換算(2000年12月から2001年5月の実勢相場の平均値(1ドル=119円、1ポンド=173円、1マルク=55円、1フラン=16円))。
3. イギリスでは、所得税法上の子女手当は児童手当(非課税)に統一されており、計算上考慮されていない。アメリカの州所得税はニューヨーク州で計算した。
4. 子供については、一人は16歳以下として計算。
5. 日本の住民税の括弧内は、非課税限度額。

参考資料5 米国における課税所得の税率弾性値の計測事例

論文	概要	弾性値
Feldstein(1995a)	パネルデータを用いて85年税制改正による限界税率の変更が課税所得に与える影響(弾性値)をdifferences-in-differencesアプローチで計測。限界税率の引上げは死荷重を増大させ必ずしも税収増につながらないことを示す。	1.10 ~ 3.05
Feldstein-Feenberg(1995)	93年税制改正による税率引上げ等が課税所得の減少により期待される税収増をもたらさないことを検証。Differences-in-differencesアプローチを採用しTAXSIMモデルを用いて、税制変更による納税者の行動に変化がないケース(93年の仮想税収)を求め、死荷重及び弾性値を実績と比較。	0.66(uncompensated) 0.74(compensated)
Auten-Carroll(1999)	86年税制改正前後のパネルデータを用いて課税前所得の税率及び他の要因に対する弾性値を、回帰式推計(TSLS)により計測。	app.0.6 (0.54 ~ 1.10)
Lindsey(1987)	82-84年税制改正による税収減に対する納税者の経済行動変更による寄与を推計。TAXSIMモデルによりマクロ経済動向等を反映させた課税所得ベースラインを作成('aging'手法)。ベースラインに税制改正前の税率表を適用した推計値と改正後税率表を適用した推計値との差で税率変更による税収の変化を、改正後税率を適用した推計値と実績値との差でrevenue responseによる税収の変化を計測。減税による税収減はrevenue responseによる税収増で十分埋め合わされたことを試算。課税所得の税率弾性値及び税収最大化税率を推計。	1.58 (1.05 ~ 2.75)
Carroll(1998)	93年税制改正を取り上げパネルデータを使用。課税所得の増加の長期的トレンドを除去する必要性から、恒常所得としての課税所得の弾性値を推計。	app.0.4 (0.26 ~ 0.38)

(備考) 1 . 弾性値については、(1 - 限界税率)に対するもの。